

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目 次

告 示

- 告示第89号 議決予算の公表……………（財政課）…2

公 告

- 公告第39号 宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更
……………（農林茶業課）…4

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第9号 選挙管理委員会の招集……………4
○告示第10号 ポスター掲示場の設置場所……………4
○告示第11号 直接請求に必要な選挙人の数……………13
○告示第12号 期日前投票の場所……………14
○告示第13号 在外選挙人の国内における投票に係る期日前投票
の場所……………14
○告示第14号 期日前投票所を設ける期間……………14
○告示第15号 期日前投票所を開く時刻の繰下げ……………14
○告示第16号 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選
任……………14
○告示第17号 宇治市開票区の開票の場所及び日時……………16
○告示第18号 開票管理者及び同職務代理者の選任……………16
○告示第19号 開票立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う
場所及び日時……………16
○告示第20号 氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及
び日時……………16
○告示第21号 宇治市各投票区の投票場所……………16
○告示第22号 投票所を閉じる時刻の一部繰上げ……………18
○告示第23号 選挙公報の配布方法等……………18
○告示第24号 投票管理者及び同職務代理者の選任……………18

公 営 企 業

- 公告第14号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定の取消し
……………19
○公告第15号 宇治市排水設備指定工事事業者の指定……………19

告 示

宇治市告示第89号

議決予算の公表について
令和7年6月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。
令和7年7月18日

宇治市長 松村 淳子

令和7年度宇治市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度宇治市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110,626千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,220,626千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
（債務負担行為の補正）
第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16. 国 庫 支 出 金		15,982,196	18,500	16,000,696
	2. 国 庫 補 助 金	2,334,109	18,500	2,352,609
17. 府 支 出 金		7,197,270	48,501	7,245,771
	2. 府 補 助 金	1,997,807	48,501	2,046,308
21. 繰 越 金		0	43,625	43,625
	1. 繰 越 金	0	43,625	43,625
歳 入 合 計		84,110,000	110,626	84,220,626

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3. 民 生 費		36,807,619	48,501	36,856,120
	1. 社 会 福 祉 費	17,819,702	48,501	17,868,203
7. 商 工 費		2,351,171	37,000	2,388,171
	1. 商 工 費	2,351,171	37,000	2,388,171
8. 土 木 費		6,866,851	25,125	6,891,976
	3. 河 川 費	354,886	3,700	358,586
	4. 都 市 計 画 費	3,151,483	21,425	3,172,908
歳 出 合 計		84,110,000	110,626	84,220,626

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
かわまちづくり環境整備事業（建物調査等）	自 令和 7年度 至 令和 8年度	24,300

令和7年度宇治市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度宇治市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120,000千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,340,626千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16.国 庫 支 出 金		16,000,696	64,000	16,064,696
	2. 国 庫 補 助 金	2,352,609	64,000	2,416,609
20.繰 入 金		1,118,789	56,000	1,174,789
	1. 基 金 繰 入 金	1,118,789	56,000	1,174,789
歳 入 合 計		84,220,626	120,000	84,340,626

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
4.衛 生 費		5,240,430	120,000	5,360,430
	1. 保 健 衛 生 費	2,197,295	120,000	2,317,295
歳 出 合 計		84,220,626	120,000	84,340,626

令和7年度宇治市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度宇治市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

(単位 千円)			
款	項	事 業 名	金 額
2. 総務費	1. 総務管理費	防災行政無線再整備事業	935,700

**令和7年度宇治市介護保険事業特別会計
補正予算（第1号）**

令和7年度宇治市の介護保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,743千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,107,743千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補正額	計
8.繰越金		0	81,743	81,743
	1.繰越金	0	81,743	81,743
歳入合計		18,026,000	81,743	18,107,743

歳出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補正額	計
7.諸支出金		0	81,743	81,743
	1.償還金及び還付加算金	0	81,743	81,743
歳出合計		18,026,000	81,743	18,107,743

令和7年度宇治市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）
第1条 令和7年度宇治市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）
第2条 予算第3条中、収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入			
（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業収益	4,274,307千円	0千円	4,274,307千円
第1項 営業収益	3,544,887千円	△120,000千円	3,424,887千円
第2項 営業外収益	729,353千円	120,000千円	849,353千円

（他会計からの補助金）
第3条 予算第10条を、次のとおり改める。
水道料金等減免事業、低所得者水道使用料減額事業及び上水道事業債等利子償還に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、411,523千円である。

公 告

宇治市公告第39号

宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更について
宇治農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該宇治農業振興地域整備計画に係る変更後の宇治農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供します。

令和7年7月4日
宇治市長 松村 淳子

1 縦覧期間

令和7年7月4日以後、常時備え置くこととします。
2 縦覧場所
宇治市産業観光部農林茶業課
(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第9号

選挙管理委員会の招集について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。
令和7年7月2日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治
日 時 令和7年7月2日（水）午前9時30分～
場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室
議 題 選挙人名簿の選挙時登録について 他
(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第10号

ポスター掲示場の設置場所について
令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のとおり定めます。
令和7年7月2日
宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
1	1-1		
1	1-2		
1	1-3		
1	1-4		
1	1-5		
2	2-1		
2	2-2		
2	2-3		
2	2-4		
2	2-5		
2	2-6		
2	2-7		
2	2-8		
2	2-9		
3	3-1		
3	3-2		
3	3-3		
3	3-4		
3	3-5		
3	3-6		
3	3-7		
4	4-1		
4	4-2		
4	4-3		
4	4-4		
4	4-5		
4	4-6		
4	4-7		
4	4-8		
5	5-1		
5	5-2		
5	5-3		
5	5-4		
5	5-5		
5	5-6		
5	5-7		
5	5-8		
5	5-9		
6	6-1		
6	6-2		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
6	6-3		
7	7-1		
7	7-2		
7	7-3		
7	7-4		
7	7-5		
7	7-6		
8	8-1		
8	8-2		
8	8-3		
8	8-4		
8	8-5		
8	8-6		
9	9-1		
9	9-2		
9	9-3		
9	9-4		
9	9-5		
9	9-6		
9	9-7		
9	9-8		
9	9-9		
9	9-10		
10	10-1		
10	10-2		
10	10-3		
10	10-4		
10	10-5		
10	10-6		
10	10-7		
10	10-8		
10	10-9		
10	10-10		
11	11-1		
11	11-2		
11	11-3		
11	11-4		
11	11-5		
11	11-6		
11	11-7		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
12	12-1		
12	12-2		
12	12-3		
12	12-4		
12	12-5		
12	12-6		
12	12-7		
13	13-1		
13	13-2		
13	13-3		
13	13-4		
13	13-5		
13	13-6		
13	13-7		
14	14-1		
14	14-2		
14	14-3		
14	14-4		
14	14-5		
14	14-6		
14	14-7		
15	15-1		
15	15-2		
15	15-3		
15	15-4		
15	15-5		
15	15-6		
16	16-1		
16	16-2		
16	16-3		
16	16-4		
17	17-1		
17	17-2		
17	17-3		
17	17-4		
18	18-1		
18	18-2		
18	18-3		
18	18-4		
19	19-1		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
19	19-2		
19	19-3		
19	19-4		
19	19-5		
19	19-6		
19	19-7		
19	19-8		
19	19-9		
20	20-1		
20	20-2		
20	20-3		
20	20-4		
20	20-5		
20	20-6		
21	21-1		
21	21-2		
21	21-3		
21	21-4		
21	21-5		
22	22-1		
22	22-2		
22	22-3		
22	22-4		
22	22-5		
23	23-1		
23	23-2		
23	23-3		
23	23-4		
23	23-5		
23	23-6		
23	23-7		
23	23-8		
23	23-9		
24	24-1		
24	24-2		
24	24-3		
24	24-4		
24	24-5		
25	25-1		
25	25-2		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
25	25-3		
26	26-1		
26	26-2		
26	26-3		
26	26-4		
26	26-5		
26	26-6		
26	26-7		
26	26-8		
26	26-9		
27	27-1		
27	27-2		
27	27-3		
27	27-4		
27	27-5		
27	27-6		
28	28-1		
28	28-2		
28	28-3		
28	28-4		
28	28-5		
29	29-1		
29	29-2		
29	29-3		
29	29-4		
29	29-5		
29	29-6		
29	29-7		
29	29-8		
30	30-1		
30	30-2		
30	30-3		
30	30-4		
30	30-5		
31	31-1		
31	31-2		
31	31-3		
31	31-4		
31	31-5		
31	31-6		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
31	31-7		
31	31-8		
31	31-9		
31	31-10		
31	31-11		
32	32-1		
32	32-2		
32	32-3		
32	32-4		
32	32-5		
32	32-6		
33	33-1		
33	33-2		
33	33-3		
33	33-4		
33	33-5		
33	33-6		
33	33-7		
33	33-8		
33	33-9		
33	33-10		
33	33-11		
34	34-1		
34	34-2		
34	34-3		
34	34-4		
34	34-5		
34	34-6		
34	34-7		
34	34-8		
34	34-9		
34	34-10		
34	34-11		
35	35-1		
35	35-2		
35	35-3		
35	35-4		
35	35-5		
35	35-6		
36	36-1		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
36	36-2		
36	36-3		
36	36-4		
36	36-5		
36	36-6		
36	36-7		
37	37-1		
37	37-2		
37	37-3		
37	37-4		
37	37-5		
37	37-6		
37	37-7		
37	37-8		
37	37-9		
38	38-1		
38	38-2		
38	38-3		
38	38-4		
38	38-5		
38	38-6		
38	38-7		
39	39-1		
39	39-2		
39	39-3		
39	39-4		
40	40-1		
40	40-2		
40	40-3		
40	40-4		
41	41-1		
41	41-2		
41	41-3		
41	41-4		
41	41-5		
41	41-6		
41	41-7		
41	41-8		
41	41-9		
42	42-1		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
42	42-2		
42	42-3		
42	42-4		
42	42-5		
42	42-6		
43	43-1		
43	43-2		
43	43-3		
43	43-4		
43	43-5		
43	43-6		
43	43-7		
44	44-1		
44	44-2		
44	44-3		
44	44-4		
44	44-5		
44	44-6		
44	44-7		
44	44-8		
44	44-9		
44	44-10		
44	44-11		
45	45-1		
45	45-2		
45	45-3		
45	45-4		
45	45-5		
45	45-6		
45	45-7		
45	45-8		
45	45-9		
45	45-10		
45	45-11		
46	46-1		
46	46-2		
46	46-3		
46	46-4		
46	46-5		
46	46-6		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
46	46-7		
46	46-8		
46	46-9		
46	46-10		
46	46-11		
46	46-12		
47	47-1		
47	47-2		
47	47-3		
47	47-4		
47	47-5		
47	47-6		
48	48-1		
48	48-2		
48	48-3		
48	48-4		
48	48-5		
48	48-6		
48	48-7		
48	48-8		
48	48-9		
48	48-10		
48	48-11		
49	49-1		
49	49-2		
49	49-3		
49	49-4		
49	49-5		
49	49-6		
49	49-7		
49	49-8		

(掲示済)

宇治市選挙管理委員会告示第11号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和7年7月2日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和7年7月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数
3,033人
- 2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数
50,537人
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25, 269人
(揭示済)

令和7年7月3日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

宇治市選挙管理委員会告示第12号

期日前投票の場所について
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票の場所を次のとおり定めます。
令和7年7月3日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治
京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所
京都府宇治市荒道平町28番地の1 アル・プラザ宇治東
京都府宇治市大久保町西ノ端1番地の25 宇治市産業振興センター
(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第13号

在外選挙人の国内における投票に係る期日前投票の場所について
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙において、在外選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を次のとおり指定します。
令和7年7月3日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治
京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所
(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第14号

期日前投票所を設ける期間について
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙において、次の期日前投票所を設ける期間を次のとおり定めます。
令和7年7月3日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治
施設の名称 ①アル・プラザ宇治東
②宇治市産業振興センター
設ける期間 ①令和7年7月15日から7月19日
②令和7年7月17日から7月19日
(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第15号

期日前投票所を開く時刻の繰下げについて
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙において、次の期日前投票所を開く時刻を1時間30分繰下げ、午前10時とします。
令和7年7月3日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治
施設の名称 ①アル・プラザ宇治東
②宇治市産業振興センター
(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第16号

期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任します。

期日前投票所の場所 宇治市役所（前半：8:30～14:15、後半14:15～20:00）

職務を行 うべき日	全日 半日	投票管理者		同職務代理者	
		住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月4日	前半				
	後半				
7月5日	全日				
7月6日	全日				
7月7日	全日				
7月8日	全日				
7月9日	全日				
7月10日	全日				
7月11日	全日				
7月12日	全日				
7月13日	全日				
7月14日	全日				
7月15日	全日				
7月16日	全日				
7月17日	全日				
7月18日	全日				
7月19日	全日				

期日前投票所の場所 アル・プラザ宇治東（前半：10:00～15:00、後半15:00～20:00）

職務を行 うべき日	全日 半日	投票管理者		同職務代理者	
		住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月15日	全日				
7月16日	全日				
7月17日	全日				
7月18日	全日				
7月19日	全日				

期日前投票所の場所 宇治市産業振興センター（前半：10:00～15:00、後半15:00～20:00）

職務を行 うべき日	全日 半日	投票管理者		同職務代理者	
		住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月17日	全日				
7月18日	全日				
7月19日	全日				

（揭示済）

宇治市選挙管理委員会告示第17号

宇治市開票区の開票の場所及び日時について
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙の開票の場所及び
日時を次のとおり定めます。
令和7年7月3日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

場所 京都府宇治市小倉町蓮池20番地の1
宇治市立西宇治体育館
日時 令和7年7月20日 午後9時10分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第18号

開票管理者及び同職務代理者の選任について
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における宇治市開
票区の開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任します。
令和7年7月3日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

選挙区選出議員選挙における開票管理者

住所
氏名

同職務代理者

住所
氏名

比例代表選出議員選挙における開票管理者

住所
氏名

同職務代理者

住所
氏名

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第19号

開票立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及び日
時について
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙において、候補者
から届出のあった開票立会人となるべきものが10人を超えるとき
及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が
3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めま
す。
令和7年7月3日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

場所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所
日時 令和7年7月17日 午後5時30分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第20号

氏名等揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時につ
いて
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における氏名等掲
示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めま
す。
令和7年7月3日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

場所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所
日時 令和7年7月3日 午後5時30分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第21号

宇治市各投票区の投票場所について
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における宇治市各
投票区の投票場所を次のとおり指定します。
令和7年7月3日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治